

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

#### 徳島県条例第十号

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に、「十万分の四十二」を「十万分の三十八」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。